

各 法人代表者様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課長

「社会福祉法人の認可について」等の一部改正について

標記について、厚生労働省より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、各法人におかれましても通知の趣旨及び内容についてご理解いただき、適正な事務処理に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、当該通知及び関係資料につきましては、柏原市福祉指導監査課ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

記

1 通知文書

- (1) 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について【審査基準】  
(平成25年3月29日雇児発0329第12号、社援発0329第15号、老発0329第19号 3局長連名通知)
- (2) 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について【審査要領】  
(平成25年3月29日障企発0329第2号、社援基発0329第1号、老高発0329第1号、雇児総発0329第1号 4課長連名通知)
- (3) 「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉法人を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について  
(平成25年3月29日社援発0329第16号社会・援護局長通知)
- (4) 「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」の一部改正について  
(平成25年3月29日雇児発0329第13号、社援発0329第17号、老発0329第20号 3局長連名通知)
- (5) 「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の一部改正について  
(平成25年3月29日雇児発0329第14号、社援発0329第18号、老発0329第21号 3局長連名通知)
- (6) 「共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の一部改正について  
(平成25年3月29日社援発0329第19号、老発0329第22号 2局長連名通知)

- (7) 「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（通知）」の一部改正について  
(平成25年3月29日社援発0329第20号局長通知)
- (8) 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の一部改正について  
(平成25年3月29日雇児発0329第15号、社援発0329第21号、老発0329第23号 3局長連名通知)
- (9) 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」の一部改正について  
(平成25年3月29日雇児発0329第16号、社援発0329第22号、老発0329第24号 3局長連名通知)

## 2 主な改正内容

- 指定都市・中核市以外の市に対する所管権限の委譲に伴う文言整理
- 「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）」に名称変更及び一部改正され、平成25年4月から施行されたことに伴う文言整理
- 審査要領第3（2）に定める監事の要件の改正
  - ・ 経過措置として認められていた『自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者』の削除

## 3 通知文書及び関係資料掲載HPアドレス

柏原市健康福祉部福祉指導監査課ホームページ

【お知らせ欄】

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/fukushishido/>

柏原市 健康福祉部 福祉指導監査課 TEL 072-971-5202（直通） FAX 072-970-3081
---